インターンシップに関する覚書（例・大学用）

文部科学省と○○大学（以下「大学」という。）は、○○○○（以下「学生」という。）の平成２７年度春期文部科学省インターンシップ実施について、下記のとおり覚書を締結する。

記

第１ インターンシップ実施に係る基本的役割等

１ インターンシップの受入れ

文部科学省は、学生を平成２８年○○月○○日から平成２８年○○月○○日までの期間（以下「実習期間」という。）インターンシップ（以下、便宜上「実習」という。）として受け入れ、その期間中、学生に対し必要な指導・助言を行う。

２ 大学の指導

大学は、学生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導を行う。

３ 文部科学省と大学の連携

文部科学省と大学は、本実習の実施にあたり、互いに連携・協力する。

第２ 実習時間、所要経費及び事故への対応等

１ 実習時間及び実習場所

（１）実習時間は、９時３０分から１８時１５分まで（以下「定時」という。）とする。このうち１２時から１３時までを休憩時間とする。なお、定時以外にも実習を行う場合がある。

（２）実習場所は、原則として文部科学省及び文化庁（東京都千代田区霞が関３－２－２）とする。

２ 所要経費の負担

文部科学省は、学生に対し、実習に係る経費（実習参加のための自宅から文部科学省への交通費、実習期間中の交通費、滞在費、食事代、保険料等）は支給しない。

３ 実習中の事故等の補償

（１）学生は「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の災害補償保険及び賠償責任保険（以下、「学生保険等」という。）の両方に加入するものとする。

（２）実習中の事故等により学生が傷害を負った場合は、学生の加入する学生保険等により補償する。保険の利用等に関する必要な手続は、大学が行うものとする。なお、大学及び学生は当該保険の保険金の範囲内で文部科学省に対する求償権を放棄する。

（３）学生が文部科学省又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は学生が加入する学生保険等により補償する。

第３ 実習中における遵守事項等

１ 実習中の服務

（１）実習期間中、学生は国家公務員としての身分は保有しないが、文部科学省職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていることに鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。

（２）学生は、実習中に知ることのできた秘密（国家公務員法第１００条第１項に定めるもの）を部外者（大学を含む。）に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。また、学生は、実習期間中において、実習に関わる事柄について、民間企業等が提供するＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含む掲示板等への情報の公開をしてはならない（別添、誓約書を提出すること）。

（３）大学は、実習中及び実習終了後、学生が実習中に知ることのできた秘密を部外者（大学を含む。）に漏らさぬよう指導・監督する。

（４）学生は、実習期間中実習開始時間前までに文部科学省に登庁し、実習に関して文部科学省の指示に従うとともに実習時間中は実習に専念する。

２ 実習の欠務

（１）正当な事由による場合以外は、実習の欠務を認めない。

（２）学生は上記（１）により欠務する場合は、事前に受入れ担当課室に申し出てその指示に従うこととする。やむを得ず事前の申し出ができない場合は、事後、速やかに受入れ担当課室に連絡することとする。

（３）正当な事由による場合であっても、２日以上欠務した場合、文部科学省は実習を打ち切ることができるものとする。

３ 実習の打ち切り

（１）文部科学省は、２の（３）に該当する場合の外、学生が実施要領又は覚書に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は実習を打ち切ることができる。

（２）文部科学省は、実習を打ち切った場合は速やかに大学にその旨を通知する。

４　実習の辞退

　　大学は、学生が実習期間中に、やむを得ない事由により、実習を途中辞退することとなった場合、速やかに辞退届を文部科学省に提出するものとする。

第４ 協議

　 本覚書に定めがない事項、又は本覚書に疑義が生じた事項については、文部科学省と大学が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、文部科学省、大学記名押印の上それぞれ１通を保管するものとする。

平成２８年　　月　　日

文部科学省大臣官房人事課長 　　　藤　江　陽　子

○○大学○○○○　　　　　 ○　○　○　○